## 令和6年度教科書・学習書の無償給与制度について

通信制の生徒には、「教科書・学習書無償給与制度」が設けられています。4月からの新年度用に購入する「教科書・学習書」の代金を支払わないで(無償で)給与されるには、下の表の条件を満たす証明書等を添えて申請し、認定される必要があります。(ただし、副教材は除く)

申請書、証明書等の用紙は事務室又は協力校の先生が持っていますので、申し出てください。 締 切 日

和6年2月11日(日)

## (令和6年4月の時点)

- ①在籍2年目の生徒は14単位以上、在籍3年目以降の生徒は28単位以上修得していること。(※「在籍~年目」とは学年とは関係なく、宮崎東高校に入る前に在籍していた学校の年数、単位も通算されます。)
- ②新規に2科目以上を履修登録し、そのための教科書・学習書を購入する者。
- ③下記の有職者等の要件を満たしている者。
- ④令和5年度分を申請した者も、新たに申請が必要ですので注意してください。

<b>+ 咖 +                                 </b>	担 山 十 7 事 将
有職者等の要件	提出する書類
① 申請時に定職に就いている者	申請書、雇用証明書様式1
② 自営業等に従事している者	申請書、雇用証明書様式2及び様式3
③ 申請時にパート又はアルバイトに就いている	
者(但し申請時に勤務していて、予定で令和6年	申請書、雇用証明書様式3
4月1日以降90日以上勤務することが確認でき	
ること)	
④ 疾病等により職に就くことができない者	申請書、医師の診断書(就労できない理
	由)
⑤ 心身に障がいがある者	申請書、障害者手帳の写又は医師の診断
	書等(就労できない理由)
⑥ 罹災により経済的に修学が困難な者	申請書、罹災証明書(市町村役場発行)
⑦ その他やむを得ない理由のある者	申請書、生活保護受給証明書等又は証明
	書様式4
申請時において家族の看病のため職に就けないなどのやむを得ない理由があると認めら	
れる者は第三者(地区民生委員、町内会長)が生徒の状況を証明した書類が必要	

4567の要件は、年に一度しか申請できません。該当する者は、今回、必ず、申請してください。